

国際テロ対策

テロの未然防止に関する行動計画の策定

経緯等

平成16年 6月22日

犯罪対策閣僚会議、官房長官より、「テロ対策について、その運用面、法制面の両面にわたって不断の見直しを行う必要がある」旨発言

平成16年 8月24日

閣議決定により、「国際組織犯罪等対策推進本部」を「国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部」に改組

平成16年 9月 3日

推進本部において、官房長官より、「テロの未然防止対策の不十分な点を洗い出し、改善の方向性について年内を目途に取りまとめ、期限を切って問題の解消を図る」旨指示

平成16年 9月
～
11月

推進本部に設置した「国際テロ対策幹事会」で、テロの未然防止に向けた制度等全般について議論し、問題点等を整理

平成16年12月10日

推進本部で「行動計画」を決定

平成16年12月14日

犯罪対策閣僚会議で「行動計画」を報告

13

テロの未然防止に関する行動計画の策定

「行動計画」の骨子（今後速やかに講すべきテロの未然防止対策）

1 テロリストを入国させないための対策の強化

- ① 入国審査時等における外国人の指紋採取等（法務、外務）
- ② テロリストに対する入国規制（法務）
- ③ 航空機等の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化（警察、法務、財務、海保）
- ④ ICPOの紛失・盗難旅券データベースの活用（法務）
- ⑤ 航空会社等による乗客の旅券確認の義務化（法務）
- ⑥ 東南アジア等への文書鑑識指導者の派遣等（法務、外務）

2 テロリストを自由に活動させないための対策の強化

- ⑦ 旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等（厚労等）

3 テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化

- ⑧ 生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理強化（厚労等）
- ⑨ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化（厚労等）
- ⑩ 爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化（財務）

4 テロ資金を封じるための対策の強化

- ⑪ FATF勧告の完全実施に向けた取組み（経産、財務、法務、金融、国交等）

5 重要施設等の安全を高めるための対策の強化

- ⑫ 情勢緊迫時における重要施設等の警備強化（警察、海保）
- ⑬ 空港及び原子力関連施設の制限区域への立入者の適格性チェック（国交、経産、文科、警察等）
- ⑭ 核物質防護対策の強化（経産、文科、国交）
- ⑮ スカイ・マーシャル（警察官による航空機警乗）の導入（警察、国交）

6 テロリスト等に関する情報収集能力の強化等

- ⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

14

4 まとめ

○安全保障・危機管理のために必要な科学技術

①政府の初動対処のために必要な科学技術

◇迅速かつ詳細な情報収集(様々な場面に対応)

- ・夜間、悪天候時等における画像、映像、位置情報収集
→航空機(ヘリテレ)、固定カメラ、衛星(デリバリータイムの短縮、分解能の向上)、リモートコントロール可能な小型映像伝達機器、飛行船(UAV) 等

◇安定した通信手段の確保(高速、大容量)

- ・政府専用通信の確保
→商用通信の積極的利用(事案発生時には優先的に使用)
その他、衛星通信等により専用の通信網を確保
- ・既存の各種専用通信(警察、消防、防衛 等)の連携
- ・現場における通信手段の確保(迅速かつ簡易に小規模通信網を構築)

◇的確なオペレーションの実施

- ・オペレーションの実施に必要な情報集約システムの構築
→地図情報等を活用した情報集約(GIS、GPS技術の活用)
- ・不定形情報(音声、手書文字 等)のリアルタイム入力システム
- ・被害予測システムの構築(NBCテロ等)
- ・救助・捜索活動を支援する技術(生体反応感知、救助ロボット 等) 等

15

4 まとめ

○安全保障・危機管理のために必要な科学技術

②政府対策本部が行う措置の実施のために必要な科学技術

有事関連法の施行により、政府対策本部が警報の発令、避難措置の指示、救援の指示等の措置を直接行うこととなった。

→上記の初動対処に必要な科学技術に加え、住民等に警報、各種情報等を適切に伝えるためのシステムの構築 等

③国際テロ対策のために必要な科学技術

- ・テロリストを入国させないための対策の強化
- ・テロに使用されるおそれのある物質の管理の強化
- ・重要施設等の安全を高めるための対策の強化 等

④情報収集衛星による安全保障及び危機管理への対応のために必要な科学技術

- ・情報収集衛星の機能の向上
- ・情報収集衛星の着実な運用 等

16

アカデミック・リテラシーの構成要素とその評価

第1章 救急医療の確保及び医薬品供給に関する対応について

- (2) 救命救急センターを中心とした災害・救急医療体制について適切な対応が遅延なく行われるよう、各地域において点検を行うとともに、必要に応じ見直しを行うこと。

(3) 災害発生時に、医療機関等において適切な対応が遅延なく行われるよう、各地域における災害拠点病院や平素から備えられた医薬品の備蓄について、同システムの運用レベルに変更がありうることを認識し、必要情報の迅速な入力等について、同システムの運用レベルに合わせて、専門医療情報システムへの情報入力を適時行う等、災害発生に備えた情報伝達体制を確認願いたい。

(4) 医薬品等の安定供給の確保について、医薬品等の供給、管理等のための計画により、国と医薬品等の供給・管理が可能な体制を整備しているところであるが、これを再点検し、適切な体制整備を図られたい。

(5) 医薬品等健康危機管理実施要領の活用について、医薬品・医療用具等(医薬品・医療用具・被服等)による健康被害の発生を未然に防止するとともに、医薬品・医療用具等(医薬品・医療用具・被服等)による健康被害が発生した場合の該当医療機関の拡大を目的としている(最終修改日平成13年4月18日)。一方で、健康被害が発生した場合の該当医療機関の拡大を目的としている(最終修改日平成13年4月18日)。

卷之三

2. 事件発生時の対応

(1) 通常とは異なる重症患者等の把握に関する情報提供の依頼
かねてより異常な重症患者等に対し、通常とは異なる患者等を把握した場合には、既存の情報伝達経路を通じ、迅速に厚生労働省に報告するよう指示しているところである。都道府県等においても、管下医療機関において通常とは異なる重症患者等を把握した際には、早期に報告を受け、厚生労働省に報告するとともに、適切に対応するようお願いする。

(2) NBCテロ事件発生時の事態対応について
都道府県は、NBCテロ事件等発生時の消防及び警察等、関係機関間の連携の確保による効果的な現場処理から、救助・救急輸送、救急医療及び原因物質の特定並びに除染について、NBCテロ対応実験地関係機関連携モードル(平成13年11月30日医政指発第66号)が発出されているので、これを参考として、関係機関と連携して事態に適切に対応されたい。

(3) 緊急に輸送が必要がある医薬品等の国内輸送貨物について、空港において24時間運航により、国内航空輸送貨物について、空港において24時間運航により、国内航空輸送貨物については、国土交通省により、日本赤十字社の輸送する核酸増幅(NAT)検査用検体や同社血液センター間で輸送する輸血用血液製剤について、緊急に航空輸送する必要があるため、輸送に支障がないよう国土交通省及び日本赤十字社と調整を図ったところである。

その結果、現在は日本赤十字社が輸送に係る血液製剤以外の抗生物質その他の医薬品は解除されていながら、都道府県内では、日本赤十字社が輸送に係る血液製剤以外の抗生物質その他の医薬品は輸送する必要があるものがある場合は、厚生労働省医薬食糧局血液対策課へ連絡されたい。

3. 事件発生時の対応

(1) 事件発生時の対応
事件発生時に有り得る情報の取り扱い、公表由来感染症を知っていますか? (http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/)「海外渡航者のための感染症情報」(http://www.forth.go.jp/)等に掲載しているので参考とするとともに、住民・関係者への周知を図られたい。

2. 事件発生時の対応

(1) 異常な発生傾向を認めた場合の対応
明らかに異常な感染症の発生動向を認めた場合には、最寄りの保健所に届出を行いうと同時に、国立感染症研究所に情報を提供を行うよう要請しているところである。この場合、「積極的検査調査の実施に関する計画」の発行、「感染症の予防のための施設の実施に関する計画」の発行、「感染症指定医療機関の指定について(平成11年3月30日厚生省令第47号)」を踏まえた対応を願うとともに、に国の支援を要請することとも検討されたい。

(2) 异常な感染症が発生した場合の対応
救急救命センター、災害拠点病院等に対し、感染者(感染の疑われる者を含む)を診察した場合には、直ちに最寄りの保健所に届出を行うと同時に、国立感染症研究所に情報を提供を行ない、また、感染の原因等を究明し、迅速かつ適切な対策をとらたい。この場合、「積極的検査調査の実施に関する計画」(以下「感染症予防計画」という。)を再点検するとともに、「感染症指定医療機関の指定について(平成11年3月31日厚生省令第50号)」、「健医発第457号」、「感染症の患者の搬送に関する手引きについて(平成11年3月31日厚生省令第50号)」、「三類感染症、二類感染症及び三類感染症の消毒・滅菌に関する手引きについて(平成11年3月31日厚生省令第51号)」等を再確認の上、当該感染症に対する治癒及びまん延防止のため適切な対応を図られたい。

(3) 健康体保険制度の強化

第2章 学生口に開拓する各種管理の対応について

(6) 生物剤にして使用される可能性が高いと考えられる感覚疾症による疾病の概要、治療等については、上記ガイドラインの断・治療の確保を図らねばならない。

第8 各項目についての所管課
第1から第7までの各項目の所管課は、それぞれ以下のとおりである。

第4 水道に関する危機管理の対応について

- 事件発生に備えた事前対応
 - (1) 水道施設の警備等
 - 水道施設の警備等
 - 水道施設については、水源監視の強化、浄水場、配水池等の水道施設の警備の強化、防護対策の確立を図り、バーカー、オアッセイ等による水質管理を徹底すること。
 - また、水道施設関係者等の管理体制として、来訪者、施設出入入者等の管理、また、施設関係者等の管理制度の徹底など情報管理に努めること。
 - 併せて、施設の現状把握を行い、備品、薬品等の管理、また、施設内に危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽に水を供給する場合には、水道事業者等による危機管理対策の徹底と併せて、貯水槽等を清掃した上で、貯水槽に水を供給すること。

第5 食品等に関する危機管理の対応について

1. 事件発生に備えた事前対処

 - (1) 店頭陳列等の事前の対策

品質管理の徹底及び取扱製品の定期点検を行うとともに、流通、店頭における次の防止対策を講じるよう、関係方面に周知させたい。

(ア) 流通での病因物質混入等の防止対策

商品の保管施設を施設するなど第三者の立入りの禁止を徹底したり、商品の受入れ時ににおいて、梱包、包装等の異常の有無を確認や第三者立入りの禁止を確保することにより、流通過程において病因物質が混入することとのないよう対策を講じること。

(イ) 店頭における病因物質混入への対策

店頭における病因物質混入を防止するため、陳列場所の死角防止及び包装等の異常の有無の定期点検を実施し、異常が疑われる製品の除去及び検査を行つこと。

(2) 販売食品等に関する事前の対策

本年5月の食品衛生法改正により、問題食品の早期特定、排除に資するため、食品等事業者に対し、販売食品の仕入元及び販売先(小売りを除く。)等の記録の作成・保存の責務が設けられたことから、「食品衛生法第1条の3第2項の食品等事業者の記録の作成及び保存に係る指針(ガイドライン)(平成15年8月食安発第0829001号。)」に基づき指導を徹底すること。
 2. 事件発生後の対応

事件発生時には、食中毒処理要領・食中毒調査マニュアル等に基づき迅速に対応をすること。なお、通常の食中毒とは明らかに異なると判断された事例に対しては、国、地域保健所との連絡を密接に取りながら適切に対処されたこと。

また、事件発生時には、(財)日本中毒情報センターの保有する中毒情報データベースシステムから治療等に関する必要な情報を収集することができる。このことで、有効に活用すること。
 - 2.これまで発出した通知、情報提供等

 - (1) 全般

 - ア. 国内のテロ事件発生に係る対応について(平成15年3月20日科発第0320002号等通知)
 - イ. 国内のテロ事件発生に備えたテロ対策の再点検等について(平成14年10月29日科発第1029003号等通知)
 - (2) 分野別のこと

 - ア. 食中毒

 - ウ. 「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について(平成13年10月4日付科発第1438号等通知)
 - エ. 各都道府県等健康危機管理実施要領(作成している場合)
 - オ. 地域保健対策の推進に関する基本的な指針(厚生労働省)
 - カ. 地域における健康危機管理について～地域健康危機管理ガイドライン～(厚生労働省)
 - イ. 罹劇物

 - 甲. 財団法人中毒情報センター：

事務局：0398-56-3566
情報提供(ダイヤルQ2:有料)
つくば 090-52-9899 大阪 0890-50-2499

第6 地域における健康危機管理体制の確保について

上記の事項に關して、医療機関、水道施設等の關係施設の点検や連絡体制及び警察、消防、医師会等關係機関との連携、情報収集及び提供体制について、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」(平成6年12月厚生省告示第34号)及び「地域における健康危機管理体制について~地域保健危機管理体制にて再評議すること。」(平成13年3月30日 健保第17号)を参考に地域において運営する健康危機管理体制において再評議すること。

特に、地域における健康危機管理の視点である保健所においては、管内の医療機関、水道・食品關係施設、毒劇物保管施設等において通常と異なる事態が生じた場合や野生動物等において異常が生じた場合等において速やかに連絡するよう関係各方面に周知するなど、健康危機の早期発見と的確な対応をお願いする。

・劇物・益難等防止マニュアル(厚生労働省)

・劇物・益難等防止ガイド(厚生労働省)

・医薬品等健庫危機管理実施要領(厚生労働省)

・医薬品等の供給、管理等のための計画」についての再点検等について(平成15年6月4日医政経発第0604001号通知)

工、飲料水

・飲料水健康危機管理実施要領(厚生労働省)

・水質汚染事故に係る健康危機管理体制要領マニュアル(厚生労働省)

才、感染症

(ア) 厚生労働省通知・事務連絡(厚)

- (1) 感染症・健康危機管理実施要領
- (2) 国内における生物テロ事件発生を想定した対応について(平成13年10月11日結核感染症課事務連絡)
- (3) 病原性微生物等の管理の強化について(平成13年10月15日科発第456号通知)
- (4) 生物テロ事件に関する講習会の開催について(平成13年10月17日結核感染症課)
 - (5) 岩礁菌の検査法に関する講習会の開催について(平成13年10月17日結核感染症課、総務課地域保健事務連絡)
 - (6) 岩礁菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて(平成13年10月18日科発第467号、健経発第66号、健感発第61号通知)
 - (7) 岩礁菌等の汚染のおそれのある場合の対応について(平成13年11月16日科発第509号、健経発第73号、健感発第75号、病院政発第105号通知)
 - (8) 岩礁菌感染症に係る治療薬の健康保険制度上の取扱いについて(平成13年11月16日保健医療第271号通知)
 - (9) 感染症の診断・治療ガイドライン(日本医師会雑誌)
 - (10) 感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について
天然痘・炭疽(平成13年12月13日結核感染症課事務連絡)。
 - (11) 感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について
野兎病(平成14年5月22日結核感染症課事務連絡)
 - (12) 感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について
ポツリス症(平成14年8月29日結核感染症課事務連絡)
 - (13) 天然痘テロに備えるための体制整備について(平成15年3月17日健発第0317007号通知)
 - (14) 天然痘対策行動計画の策定について(平成15年4月28日健感発第0428004号通知)
- (イ) 厚生労働省ホームページ(厚)
 - (国内の緊急テロ対策関係ホームページ)
 - <http://www.mhlw.go.jp/stf/kinryu/j-terr.html>
- (1) 国内でのテロ事件発生に係る対応について(平成15年3月20日科発第0320002号等通知)
(2003/3/20掲載)
- (2) 国内でのテロ事件発生に備えたテロ対策の再点検等について(平成14年10月29日科発第1029003号等通知)(2002/10/31掲載)
- (3) 「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について(平成13年10月4日付科発第438号等通知)(2001/10/05掲載)
- (4) 「米国の同時多発テロ」を契機とする国内におけるテロ事件発生に関する対応について(平成13年10月8日科発第443号通知)(2001/10/09掲載)
- (5) 国内における生物テロ事件発生を想定した対応について(平成13年10月11日通知)
(2001/10/12掲載)
- (6) 「米国の同時多発テロ」における岩礁菌等の汚染のおそれのある封筒等の取扱い方法について(2001/10/15掲載)
- (7) 生物兵器テロの可能性が高い感染症について(平成13年10月15日科発第456号通知)(2001/10/16掲載)
- (8) 病原性微生物等の管理の強化について(平成13年10月15日科発第456号通知)(2001/10/16掲載)
- (9) 岩礁菌に関する意見書(社団法人 日本感染症学会)について(2001/10/18掲載)
- (10) 岩礁菌等の汚染のおそれのある郵便物等の取扱いについて(平成13年10月18日科発第467号、健経発第66号、健感発第61号通知)(2001/10/18掲載)
- (11) 「岩礁が疑われる患者の診療のポイント」について(2001/10/20掲載)
- (12) 岩礁菌等の汚染のおそれのある場合の対応について(平成13年11月16日科発第509号、健経発第73号、健感発第75号、病院政発第105号通知)(2001/11/16掲載)
- (13) 岩礁菌感染症に係る治療薬の健康保険制度上の取扱いについて(平成13年11月16日保健医療第271号通知)(2001/11/16掲載)
- (14) 「天然痘、炭疽の診断・治療・医療従事者向け感染症の診断・治療ガイドライン」の追補改訂版の送付について(平成13年12月13日結核感染症課事務連絡)(2001/12/27掲載)
- (15) 岩礁菌等のおそれのある場合の対応について(2002/1/11掲載)
- (16) 厚生科学審議会感染症分科会感染症部会 大規模感染症事前対応専門委員会報告書
～生物テロに対する厚生労働省の対応について～(2002/6/3掲載)
- (17) 「野免病の診断・治療・医療従事者向け感染症の診断・治療ガイドライン」の追補改訂版の

送付について(2002/06/03掲載)

- (18) <ボツリス症の診断・治療・医療従事者向け>感染症の診断・治療ガイドラインの追補改訂版の送付について(2002/11/06掲載)
- (19) 「米国における同時多発テロ事件関係」リンク集
- (ウ) 感染症研究所ホームページ
<http://www.nih.go.jp/niid/index.html>
- (エ) 健康所ホームページ
<http://www.forth.go.jp/>
- (オ) 海外渡航者のための感染症情報
<http://www.forth.go.jp/>
- 動物由来感染症を知っていますか?
<http://www.forth.go.jp/mhw/animal/>
- 力、原子力・放射性物質
・関係自治体の地域防災計画(原子力災害対策編)
- (カ) 原子力災害対策マニュアル(暫定版)(原子力災害危機管理関係省庁会議)
- ・原子力施設等の防災対策について(原子力安全委員会)
- ・緊急被ばく医療のあり方について(原子力安全委員会)
- キ、その他
・防災基本計画(中央防災会議)
- ・NBCテロその他大量殺傷型テロへの対処について
- ・WHOの関連サイト
http://www.who.int/emc/pdfs/BIOWEAPONS_FULL_TEXT2.pdf
- ・広域災害・救急医療情報システム
<http://www.wds.emis.or.jp/>

(厚):厚生労働省作成

トップへ
戻る

食品の安全に資する科学技術

16

食品テロ対策(バイオテロ等)

テロ対策の中でも、特に食品分野については「脆弱な個所」として指摘されており、その対策が急務。

<危害要因>

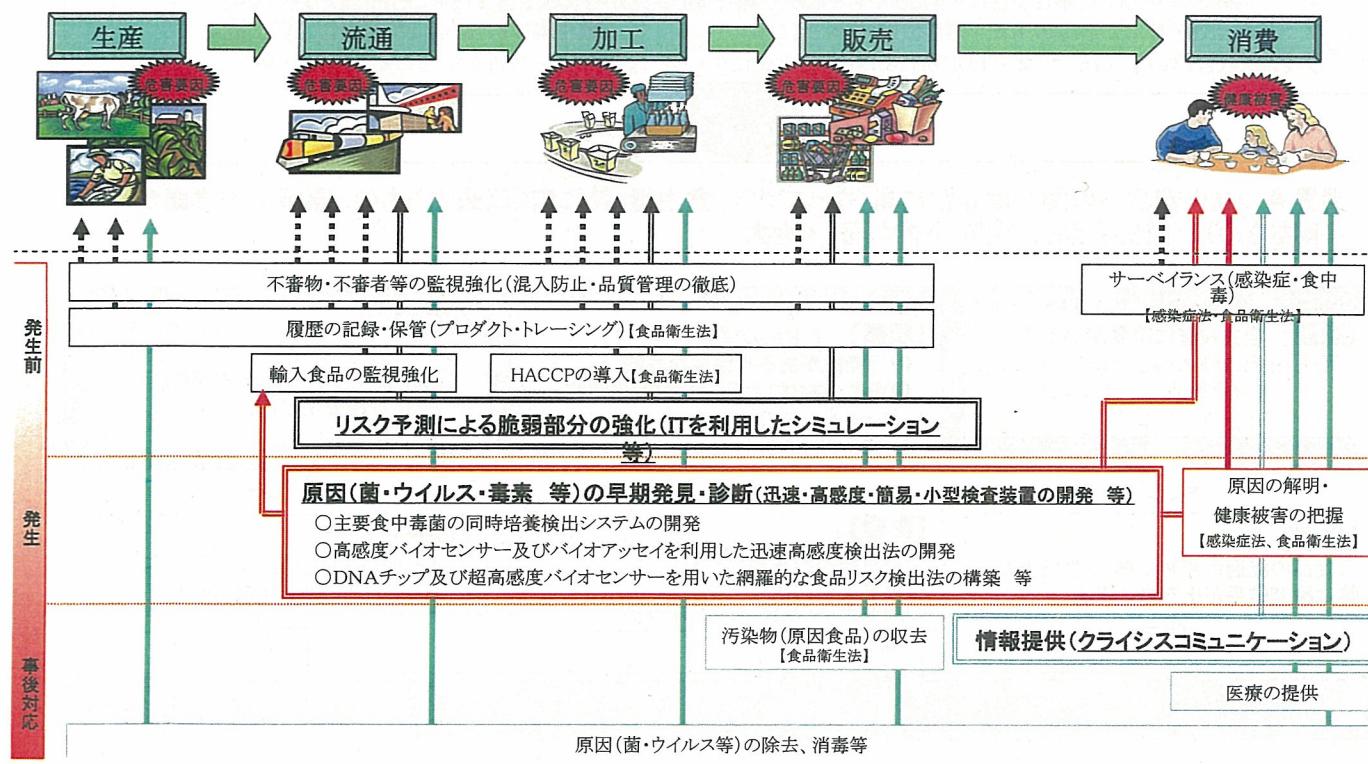
○生物的要因(病原微生物)

* 使用可能性が高い物質(天然痘、炭疽菌、肺ペスト、ポツリヌス毒素)以外、比較的入手可能な病原体(O157、ノロウイルス、サルモネラ菌等)による被害

○化学的要因(工業用製品、重金属、農薬、等の意図的混入)

○物理的要因(異物(金属片・死骸)、放射性同位元素の混入 等)

○予測不可能な未知の危険因子(新興病原微生物、未知化合物 等)



牛海綿状脳症(BSE)対策

BSE発生 国内15頭 世界約19万頭

変異型CJD発生 国内1名 世界168名

BSEに対する国民の不安は、BSEのヒトへの感染・発症機構が解明されていないことが最大の要因

⇒食品を介するBSEリスクを解明することは、安全・安心で質の高い食生活が可能な国への発展に貢献

<課題>

1) プリオントンの高感度・迅速検査法の開発

2) 牛海綿状脳症の感染・発症機構の解明

3) 食肉汚染防止のためのと畜解体処理方法の開発

<研究成果>

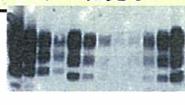
● 病理・免疫組織化検査

迅速包埋法の開発(7時間)と確認
新規検出法の開発

● 新規抗プリオントン抗体の開発と応用

ニワトリ、マウス抗体の作成

● 蛍光相関測定法のシステム化完了



■ 国内BSE例のマウス馴化株の作出とバイオアッセイによる種間バリアーの解析

■ 羊、山羊、牛さらにシカのプリオントン遺伝子解析(国内ではCWDはみつからなかった)

疑似患畜の観察とウシ脳内接種

■ BSE接種カニクイサルの病態解析

【今後の課題】

◆ 牛枝肉とブロック肉の脳・脊髄組織(GFAPを指標)残留調査

◆ 脳・脊髄組織の添加回収実験



と畜場におけるBSE検査用高感度・迅速検査法の開発

最小発症プリオントン量及びプリオントンの体内分布データなどを活用した部位別リスクの定量的評価手法の開発

中枢神経組織による食肉汚染の評価手法の実用化

CWD : Chronic Wasting Disease 慢性消耗病

GFAP : Glial Fibrillary Acidic Protein グリア細胞織維性酸性タンパク

食中毒対策

【現状】

- 平成15年の食中毒事件数は 1,585 件、患者数 29,355 人、死者数 6 人
- 近年、減少してきた大規模(患者数50名以上)食中毒事件が増加
- 食中毒事件の 85% 以上は、微生物が原因
- 近年、ノロウイルスによる食中毒が増加(全食中毒事件の約 18%、事件数 278 件、患者数 10,603 人(H15))
- ノロウイルスについては、近年注目されてきたウイルスであり、科学的知見が少なく、国際的にも問題となっている
- 「食品の安全性の観点から、より不安を感じるもの(1番目にあげたもの)」で、「微生物(17.2%)」が第2位、第7位に「ウイルス(7.1%)」(1位は「食品添加物(18.7%)」)(平成15年12月 国勢モニター課題報告「食の安全性に関する意識調査」より)



ノロウイルス

消費者の食の安全への関心は非常に高くなっています。食中毒(特に広く流通するもの、原因等の詳細が不明なもの)が発生すると、不安・不信が著しく増大

【課題】 自主検査に時間がかかる

例) 腸管出血性大腸菌O157 ⇒ 3日
サルモネラ属菌 ⇒ 3~4日
ノロウイルス ⇒ 2日

【課題】 食中毒の調査について、

○ 可能性がある病原体が多岐
○ 多数の検体(食品・患者等)を実施
ということから、更に時間がかかる。

【課題】 ノロウイルスについては、科

学的知見が少なく、
○ 利用しやすい不活化法がない
○ 簡便な検査法がない
等の問題がある。

【影響】

○ 食品の流通が非常に早く、生鮮食品等は検査結果が出る前に流通

【影響】

○ 被害拡大防止策の遅れ
○ 消費者の不安の増大
○ 類似製品・業種への風評被害

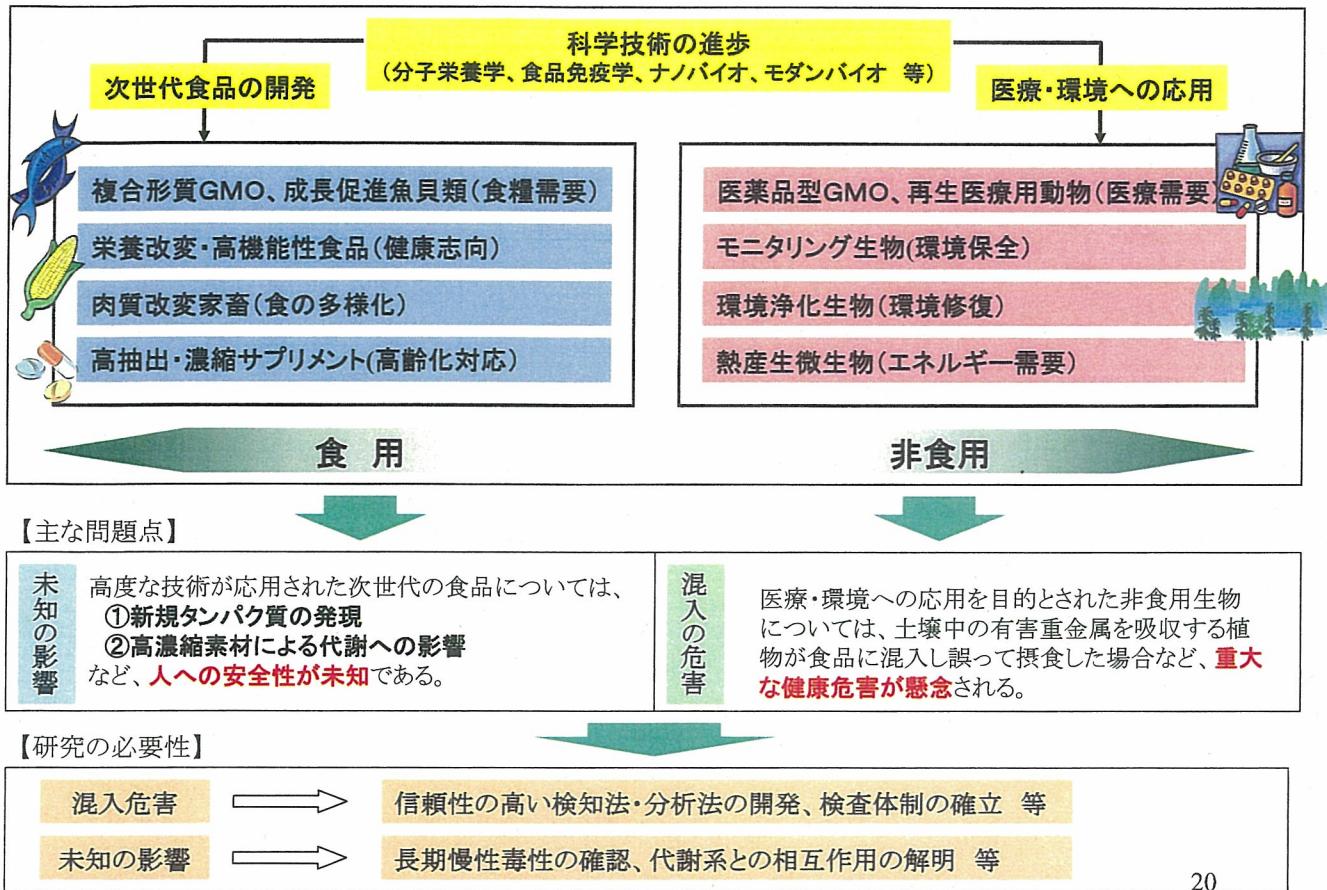
【影響】

○ 効果的な予防対策がない
○ 検査を行う民間機関が少ない

迅速検査法・一斉検査法の開発

不活化方法・簡易検査の開発、リスク低減方法の分析

次世代食品の安全性確保(モダンバイオテクノロジー応用食品、機能性食品 等)



GMO: Genetically Modified Organism 遺伝子組換え生物

Additional Navigation for the CDC Website

Search:

Emergency Preparedness & Response

Navigation for the CDC Emergency Preparedness and Response Website

- Home
- Agents, Diseases, & Other Threats
- Bioterrorism
- Chemical Emergencies
- Mass Casualties
- Natural Disasters & Severe Weather
- Radiation Emergencies
- Recent Outbreaks & Incidents
- Mental Health
- Lab Information
- Training & Education
- Preparation & Planning
- Surveillance
- News
- Related Links

What's New

What's New

Category A (definition below)

- Anthrax (*Bacillus anthracis*)
- Botulism (*Clostridium botulinum* toxin)
- Plague (*Yersinia pestis*)
- Smallpox (variola major)
- Tularemia (*Francisella tularensis*)
- Viral hemorrhagic fevers (filoviruses [e.g., Ebola, Marburg] and arenaviruses [e.g., Lassa, Machupo])
- Category B (definition below)
- Brucellosis (*Brucella* species)
- Epsilon toxin of *Clostridium perfringens*
- Food safety threats (e.g., *Salmonella* species, *Escherichia coli* O157:H7, *Shigella*)
- Glanders (*Burkholderia mallei*)
- Melioidosis (*Burkholderia pseudomallei*)
- Psittacosis (*Chlamydia psittaci*)
- Q fever (*Coxiella burnetii*)
- Ricin toxin from *Ricinus communis* (castor beans)
- Staphylococcal enterotoxin B
- Typhus fever (*Rickettsia prowazekii*)
- Viral encephalitis (alphaviruses [e.g., Venezuelan equine encephalitis, eastern equine encephalitis, western equine encephalitis])
- Water safety threats (e.g., *Vibrio cholerae*, *Cryptosporidium parvum*)
- Category C (definition below)
- Emerging infectious diseases such as Nipah virus and hantavirus

Category Definitions

Category A Diseases/Agents

The U.S. public health system and primary healthcare providers must be prepared to address various biological agents, including pathogens that are rarely seen in the United States. High-priority agents include organisms that pose a risk to national security because they

- can be easily disseminated or transmitted from person to person;
- result in high mortality rates and have the potential for major public health impact;
- might cause public panic and social disruption; and
- require special action for public health preparedness.

- are moderately easy to disseminate;
- result in moderate morbidity rates and low mortality rates; and
- require specific enhancements of CDC's diagnostic capacity and enhanced disease surveillance.

Category C Diseases/Agents

Third highest priority agents include emerging pathogens that could be engineered for mass dissemination in the future because of:

- availability,
- ease of production and dissemination; and
- potential for high morbidity and mortality rates and major health impact.

Page last modified November 19, 2004

Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Rd, Atlanta, GA 30333 USA

Tel: 404-639-3311 • CDC Contact Center: 800-CDC-INFO • 1888-232-3348 (TTY)

CDC Home Policies and
Regulations Government FOIA Contact Us

Category B Diseases/Agents

Second highest priority agents include those that

are moderately easy to disseminate;

result in moderate morbidity rates and low mortality rates; and

require specific enhancements of CDC's diagnostic capacity and enhanced disease

surveillance.

Category C Diseases/Agents

Third highest priority agents include emerging pathogens that could be engineered for mass

dissemination in the future because of

- availability,
- ease of production and dissemination; and
- potential for high morbidity and mortality rates and major health impact.

Page last modified November 19, 2004

Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Rd, Atlanta, GA 30333 USA

Tel: 404-639-3311 • CDC Contact Center: 800-CDC-INFO • 1888-232-3348 (TTY)

CDC Home Policies and
Regulations Government FOIA Contact Us

Category B Diseases/Agents

Second highest priority agents include those that

are moderately easy to disseminate;

result in moderate morbidity rates and low mortality rates; and

require specific enhancements of CDC's diagnostic capacity and enhanced disease

surveillance.

Category C Diseases/Agents

Third highest priority agents include emerging pathogens that could be engineered for mass

dissemination in the future because of

- availability,
- ease of production and dissemination; and
- potential for high morbidity and mortality rates and major health impact.

Page last modified November 19, 2004

Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Rd, Atlanta, GA 30333 USA

Tel: 404-639-3311 • CDC Contact Center: 800-CDC-INFO • 1888-232-3348 (TTY)

CDC Home Policies and
Regulations Government FOIA Contact Us

Category B Diseases/Agents

Second highest priority agents include those that

are moderately easy to disseminate;

result in moderate morbidity rates and low mortality rates; and

require specific enhancements of CDC's diagnostic capacity and enhanced disease

surveillance.

Category C Diseases/Agents

Third highest priority agents include emerging pathogens that could be engineered for mass

dissemination in the future because of

- availability,
- ease of production and dissemination; and
- potential for high morbidity and mortality rates and major health impact.

Search:

Emergency Preparedness & Response

Navigation for the CDC Emergency Preparedness and Response Website



Chemical Emergencies

A-Z List of Agents
Specific Chemical Agents

List of Agents by Category

Info for the General Public

- Home
 - Agents, Diseases, & Other Threats
 - Bioterrorism
 - Chemical Emergencies
 - Mass Casualties
 - Natural Disasters & Severe Weather
 - Radiation Emergencies
 - Recent Outbreaks & Incidents
 - Mental Health
 - Lab Information
 - Training & Education
 - Preparation & Planning
 - Surveillance
 - News
 - Related Links

What's New

- Overview
- Chemical-Specific Fact Sheets
- Toxicology FAQs

What's New

Info for Professionals

- Case Definitions
- Toxic Symptom Descriptions
- Toxicological Profiles
- Training
- First Responders

What's New

Related Resources

- Regional Poison Control Centers:
1-800-222-1222

What's New

State & Local Health Departments

What's New

Sheltering in Place

Evacuation

Personal Cleaning & Disposal of Contaminated Clothing

Medical Management

Emergency Response Cards

Lab Info

Surveillance

Preparation & Planning

What's New

Additional Navigation for the EPR Website

Page last modified September 23, 2006

Additional Navigation for the CDC Website

Emergency Home What's New Search Emergency Site Contact CDC for Emergency-Related Topics

Policies and Regulations Disclaimer e-Government FOIA Contact Us

Centers for Disease Control and Prevention, 1600 Clifton Rd, Atlanta, GA 30333, USA

Tel: 404-639-3311 • CDC Contact Center: 800-CDC-INFO • 888-232-3348 (TTY)

ジギタリス（植物）

【概要】
ゴマノハグサ科のジギタリス（きつねのてぶくろ）の葉や種にはジギトキシン、ジゴキシン、ラナトシンドCなどの強心配糖体が含有されてい、る。花が咲く前のジギタリスの葉はコンフリーの葉と似ており、誤って摂取した例もある（1）。

【毒性】

植物中に含有される強心配糖体量は生育条件や時期によって異なるので、摂取量と症状を関連づけるのは難しい（2）

中毒発現血中濃度 ジギトキシン：2.5ng/mL以上

ジゴキシン：35ng/mL以上（1）

健康成人推定経口致死量 ジゴキシン：10mg以上（2）

【症状】

強心配糖体含有植物の摂取によって以下の症状が報告されている（2）

循環器系：徐脈、第3度房室ブロック、心室性期外収縮、不全収縮、

心房細動など各種の不整脈

徐脈や不整脈による二次的な血圧低下

神経系：頭痛、易疲労性、倦怠感、錯乱、発語困難、痙攣

消化器系：嘔気、嘔吐、口渴、疝痛性腹痛

その他：高カリウム血症

心電図上では、Q-T間隔の短縮、T波の平坦化あるいは逆転化、P-R間隔の延長が報告されている

【処置】

医療機関での処置

基本的処置：催吐、胃洗浄、活性炭および下剤の投与

腸洗浄

特異的治療：抗ジゴキシン抗体（Digibind(R) 日本では未発売）の投与

ジギトキシンの除去に血液灌流が有効との報告がある（2）

（治療上の注意点参照）

対症療法：不整脈対策

【体内動態】

ジゴキシン

分布：蛋白結合率約25%、分布容量6～8L/kg

心筋内の濃度は血中の30倍に達する

排泄：60～80%が未変化体として尿中に排泄

半減期：1.5日

ジギトキシン

吸收：腸管からほぼ完全に吸収される

分布：蛋白結合率約80%、分布容量0.5L/kg

心筋内の濃度は血中の約7倍

排泄：腸肝循環により再吸収される。

16～30%が未変化体として排泄

半減期：7～8日

【中毒学的薬理作用】

ジギタリス配糖体の作用機序は解明されていないが、心臓に対する作用は以下の四つが重要である（1）

- 1) 心筋収縮力の增强（陽性変力作用）：主としてジギタリスの直接効果
- 2) 心拍数の減少：迷走神経を介する間接作用とジギタリスの直接作用
- 3) 刺激伝導系、とくに房室結節の伝導抑制と不応期の延長
- 4) 下位中区（房室結節、ブルケンエ静脈など）の自動能亢進

【治療上の注意点】

- 1) 強心配糖体による急性中毒の症状は、ジゴキシンやジギトキシンなどを長期間服用していたときの慢性中毒の症状とは異なる。急性中毒では、心疾患を伴わない正常人で起こり、嘔吐がほとんど必発する
- 2) 心電図所見では、一般にプロックと徐脈を伴った上室性頻拍で、心室性不整脈はほとんど認めない

- 3) 血液透析による急性中毒の症状は、ジゴキシンやジギトキシンなどを血清カリウム値は摂取量と経過時間によって正常または増加している程度は必ず高く、血清カリウム値上昇や不整脈の存在とほぼ相関することなどが特徴である（1）
- 4) 血液透析は高カリウム血症の補正には有効であるが、強心配糖体の除去には有効でない（2）

- 5) 血液透析はジゴキシンの除去には無効であるが、ジギトキシンを10mg摂取した女性の例では、活性炭による血液灌流で、血中半減期を145時間から20時間に短縮させ、8時間2回の施行で50%を除去したという報告がある（2）

3) 低カリウム血症が存在し、心室性頻拍症や心室細動の危険があれば、KC140～80mEq を 5% ドラッグ液 500mL に添加し、20mEq/時以下の速度で投与する

4) 抗不整脈薬の投与

徐脈や房室ブロックにはアトロピンが有効である。1 回 0.5mg (小児では、10～30mcg/kg、1 回 0.4mg まで) を静注し、要すれば繰り返す (3)

心室性期外収縮には房室伝導を抑制しないリドカイン、フェニトインの投与 (1)

プロカインアミドは上室性、心室性両方の頻拍症に有効であるが、刺激伝導系の抑制が強いので注意 (1)
プロプラノロールなど β 遷断薬は頻拍症に有効であるが、心不全を増強する危険がある (1)

5) 著しい徐脈や 2 度以上の房室ブロックがあるとき、または薬物療法が効果がないときは、経静脈的にペースメーカーを留置して、ペーシングを行う

6) 心室細動や葉列不応性の心室性不整脈に対しては電気的除細動を行うことになるが、通電によって心筋の被刺激性が亢進するので注意を要する (1) (3)

【参考文献】

(1) 矢崎誠治：中毒研究、4、129～133、1991

(2) Poisindex (1994)

(3) 中毒百科 (1991)

法医学講義 動植物毒

Poisoning by Animals and Plants

目次／法医学／関連リンク集

動植物毒が生体内に入る経路

1. 経口
　　フグ、カニ、貝その他の有毒魚介類(97年、オオブダイ中毒がニュース)
　　植物、特にきのこ類
2. 咳嚥
　　ヘビ、クモ、ムカデ
3. 刺傷
　　ハチ、ウラガ、イモガイ、サソリ

＜経口＞

食中毒

植物性自然毒：秋に多発、7割はきのこ。
動物性自然毒：季節性は少ない。

魚介類が最も多い。
フグ毒 致死率高く(20%前後)、死亡例の多く？
十分な呼吸管理で救命、予後も良好。

食品衛生法(昭和25年)第27条：

医師は直ちに最寄りの保険所長に届出(24時間以内)。
医師法第2条(異状死体等の届出義務)：

死体及び4ヶ月以上の死産馬を検索して異状があると認めたときは、24時間以内に所轄警察署に届出。

○動物性自然毒

a. フグ毒

1902年、田原によりトリドキシントレドotoxinと命名。
1904年、津田らのグループなど3グループが国際天然物化学会議(京都)で報告し、化学構造が決定
(C₁₁H₁₇N₃O₆)

耐熱性、中性及び有機酸酸性で安定。
アルカリ性で速やかに、塩酸酸性で徐々に消失。
結晶は水、すべての有機溶媒に不溶、酸性の水に可溶。

フグの種類、季節、どれた場所で毒性に差がある。
部位と個体間でも差がある(毒液の中には毒が無い?)。
トリニタス食物連鎖が関連、動植物の遺体や排泄物にニコグ毒産生細菌が繁殖。

症状、神経の刺激伝達を遮断(知覚、運動、自律神経の全てが侵される)。

麻痺、血圧の下降、徐脈。

口唇、舌端、指先のしびれ、歩行困難、はげしい嘔吐、運動不能。

致死量：ヒト経口で2mg(推定)、青酸カリの1000倍にも匹敵。

マウスの腹腔内注射で8~20μg。

死因：大部分は呼吸麻痺。

剖検所見：窒息死の所見、
眼瞼、眼球、頭皮下、側頭筋膜下、心膜下に溢血点、
肺、肝臓、腎、脾臓、腸その他のうつ血、
心臓血は敗血症を含む暗赤色流動血。

検出：ガスクロマトグラフ質量分析法、
生物試験法(マウス腹腔内生食で症状観察)。

単位：MU(mouse unit)=20gの雌マウス(doi系)を30分で死亡させる毒量
無毒(1000MU未満)：100g～1kgの攝取で致死量
弱毒(1000MU未満)：10g以下の摂取で致死量

強毒(1000MU未満)：10～100gの摂取で致死量br> 痛毒(1000MU以上)：10g以下の摂取で致死量

昭和53年以前はマウス体重1gあたりで1MUとしていたので、現法と比較して1/20に値するので注意

b. 貝毒：イガイ、ハマグリ、ホタテ、アサリ、カキ

集団発生するので社会医学上問題となる。
特に麻痺性貝毒サキシトシン(saxitoxin) C₁₀H₁₇N₇O₄：
「ブランクン」が產生→呼吸麻痹による死亡。
下痢性貝毒もあるが死亡例はごく少ない。

一部の貝毒ではふぐ毒も見つかっている。

c. シガテラ毒魚(南方で漁獲される一部の魚種)

含有量は微量だが毒としては強い。
嘔吐と筋肉痙攣、顔面、口腔のしひれと打診痛、指まで広がる。
恶心、嘔吐、下痢、不安、めまい、腹痛、筋肉力、筋膜ひ、呼吸困難、けいれん。

○植物性自然毒
有毒成分はアルカロイドを主成分とするものが大部分、一部に毒タンパク質のものもある。

a. きのこ

日本に1500種以上、食用とするもの約300種、商品とするもの約20種、
毒きのこは約30種。

毒成分による分類

1. アマンチニン(Amanitin)型：タマゴテングタケ、毒ツルタケ

作用：12～24時間潜伏後、激しい恶心、嘔吐、下痢、吐血、血便、肝腫大、黄疸、肺水腫、頭痛、錯乱、抑うつ、低血糖、昏睡、けいれんを伴う大脳障害。
死亡率：50%。

蛋白合성을阻害し中枢神経興奮、コレラ様症状、熱に強い。

2. ギロミトリノン(Gyromitrin)型：シャクマミガサタカラ

人に及ぼす影響はアマニチン型とほぼ同じ。
死亡率：25%。
毒成分は熱により乾燥せると減少する。

3. ムスカリノン(Muscarine)型：アセタタケ

作用：副交感神経末梢の興奮、発汗、涙、嘔吐、下痢、血压下降。
ヒトヨクタケはアルコール分解の過程に作用し、血中にアセタアルデヒドが蓄積する。作用が2、3日続くことがある。

4. ジスルフィラム(Disulfiram)型：ヒトヨクタケ

作用：嘔吐、下痢。
ヒトヨクタケはアルコール分解の過程に作用し、血中にアセタアルデヒドが蓄積する。作用が2、3日続くことがある。

5. 抗コリン作用型：ベニテングタケ、テンゲタケ

作用：食後20分から2時間で発症。
興奮、神経錯乱、筋肉のけいれん、嘔吐、深い眠りなど、アトロビン様の症状を示す。

6. 幻覚性物質(Hallucinogen):シビレタケ、ワライタケ

作用：幻覚、幻覚を伴い、脱力、しびれ、腹痛、発熱。

7. 胃腸管刺激(Gastrointestinal irritant)型：シキヨタケ

作用：恶心、嘔吐、下痢、倦怠感。

附：ドクササコ
作用：手足末端の腫脹、壞死、末梢神経障害による激痛。

b. アルカロイド(Aalkaloid)

植物塩基と謂われる群の天然物、微量で強い生理活性を示し、毒性も大きい。

1. ニコチン(Nicotine):タバコ致死量：40mg。

作用：恶心、嘔吐、下痢、神経錯乱、けいれんなど、はじめ興奮、後に抑制

2. 中枢神経系刺激性。
呼吸障害を伴う中枢神経系障害。

- c. ムカデ

致死量、無傷の皮膚から非常に急速に吸収、
最初刺創的、次に中枢神経系、末梢神経、心筋、平滑筋及び骨格筋を抑制。
致死量、10mg。

抗副交感神経素。
口の渴毛、瞼下困難、湿きと皮膚の乾燥、瞳孔散大、興奮、おしゃべり、錯乱、幻覚、発熱、速脈、速い呼吸、尿便滞、嗜睡、昏迷、脳卒中死。

3. アトロビン (Atropine) :トリカブトの根
致死量、0.1g。
抗副交感神経素。
口の渴毛、瞼下困難、湿きと皮膚の乾燥、瞳孔散大、興奮、おしゃべり、錯乱、幻覚、発熱、速脈、速い呼吸、尿便滞、嗜睡、昏迷、脳卒中死。

4. ストリキニーネ (strychnine):マタン・ホミカの種子
致死量、1g。
過大な深い反射運動、筋の硬直が強度であるほかは特異なものはない。
投薬所見は死体硬直が強度であるほかは特異なものはない。

5. 姜角 (Ergometrine) 等10種類以上のアルカロイド
致死量、1g。
投薬に伴生する姜角菌 (Claviceps purpurea) の菌核。
作用:多量で表れ、振戦、けいれん、激しい末端の血管収縮、ひいては四肢の壊疽。

6. 真菌性毒素(最近では発ガン性や催化性が話題になっている)
1. アスペルギルス属:アフラトキシン、オクトラキシン
2. ベニシリウム属:シテレオビルデン、ルグロシン
(黄変米事件)
3. フサリウム属:フサレノノール、ニハルノール、T-2キシン
(附)キヨウチクトウ(街路樹などに植えられている)をバーベキューの串の代わりに使い、成人4人のうち3人が死亡した例がある。

<刺傷>

a. ハチ:スズメバチ、アフリカミツバチ (日本にはない)
血圧下降、呼吸困難、虚脱、末梢神経炎、気管支収縮。
年30人ほどの死亡例があるとTV番組の中で報道。

b. サソリ
マダラサソリ・ヤエヤマサソリ(沖縄):これらは猛毒種ではない。
注入毒量がわずかであるため、成人ではそれほど問題にならないが、6歳以下の子供では死亡率が1%を越える。
局所所、中枢神経、心臓に作用。

c. イモガイ
この貝は殻をすする品種で、その毒は食性を強く反映し、貝食性のものと魚食性のものがある。魚食性のイモガイが人に有毒。

d. クラゲ
カツオノエボシ: LD50は50~70μl/kg。Chironex fleckeriというクラゲに刺されると数分以内に死亡する。

以上これまでにあげた動植物自然毒による中毒は以下のような原因で発生する。

A) 炎症
B) 食中毒
C) 薬用時の誤用
D) 毒物として、自殺あるいは他殺
E)嗜好品

目次／法医中毒学／関連リンク集

<咬傷>

a. ヘビ毒
蛇毒の注入、切り傷などの傷からの吸収で中毒。
疼痛よりも腫脹が強い。
毒液をふきかける種類はある。
蛋白を含んでいたり、酵素活性を持つ。

牙痕の検出と咬合症候の確認

1. 神経毒:コブラ・ウミヘビ
疼痛よりも腫脹が強い。
眼瞼、脱力、麻痺、血压下降、呼吸困難。

2. 出血毒:マムシ・ハブ(クサリヘビ科のヘビ)

腫脹、浮腫、とう痛ー皮筋変色、斑状皮下出血、点状出血、出血性小水泡

b. クモ
近年、せあかごけぐもが本邦で発見された話題になつている。
有翼黒くも・北米大陸
おぞら蛇毒より強いが量が少ない。
しかし体重15kg以下の子供などは生命に危険。
筋肉痛、脳膜の痛み、蒼白、咬傷部位の腫脹、腹部開節の痛み、恶心、流えん、発汗、呼吸困難、筋痙攣、硬直
(けいれんが全身に広がる)。

褐色レクルース(も:ハワイ、ニュージャージー、テキサス、イリノイ州など25州
血清固形標本を活性化し、発赤、発白、発青、発紫などに変化する。
血清固形標本を活性化し、発赤、発白、発青、発紫などに変化する。

参考文献、使い方

当サイトの出典情報の正確性については万全を期しておりますが、本会は利用者が当サイトの情報を用いて何ら責任を負うものではありません。

ヒ素

arsenic

As、原子番号33、原子量74.92。種々の形で存在するが、結晶のものがもっとも安定で、灰色や金属光沢を示す。「毒物及び劇物取締法」の毒物に指定されている。無機ヒ素化合物には亜ヒ酸(三酸化ヒ素)、ヒ酸鉛、亜ヒ酸銅、ヒ酸、三塩化ヒ素、硫化ヒ素などがある。自然界の有機ヒ素化合物としてメチル化体やアルセノベタインなどがある。無機ヒ素化合物では5価よりも3価の方が毒性が強く、特に2価の亜ヒ酸が毒物として問題となる。亜ヒ酸の用途は、磁素薬品の原料、カラスの脱色剤、歯科医療の亜ヒ酸バスタ、シロアリ駆除などである。3価のヒ素は粘膜から吸収されやすく、皮膚からも吸収される。吸収されたヒ素はすべての臓器、組織に運ばれて分布し、特に肝、腎、脾、肺、小腸粘膜に多く分布する。骨、爪、皮膚や毛髪には長期間残留するため、慢性中毒の指標となる。吸収蓄積されたヒ素は極めて緩徐に腎から排泄される。急性中毒では採取後、1時間以内に症状が現れる。症状は胃腸型(下痢、嘔吐、恶心、腹痛、脱水など)と痙攣型(呼吸中枢抑制など)に分類される。大量採取の場合は激しい胃腸炎を起し、水様または出血性下痢(コレラ様下痢症)を引き、体温や血圧が低下する。また神経系の障害、栄養障害を起し、さらに重症の場合は、皮膚潰瘍、黒皮症、角化症、爪の萎縮、黄疸や尿量の減少を起す。亜ヒ酸のおおよその致死量は100~300 mgである。作用機序は細胞内のSH基に結合して、酵素系を阻害することである。

IndexPageへ戻る

CO中毒は最も多発する中毒事例の1つで、都市ガスや暖房器具の不完全燃焼、火災、自動車排気ガスによってCOが発生して中毒が起こる。

1. 酸・アルカリ類とその無機化合物

中毒は工場や実験室での事故によることが多く、塩酸を含む洗剤による事故もみられる。自殺に用いられることが多い。腐食毒で、酸は組織の凝固壞死が起きるのに対し、アルカリは組織融解を起こす。

1.1. 酸

鉛酸：硫酸、塩酸、硝酸

有機酸：シュウ酸、ギ酸、酢酸

1.2. アルカリ類

水酸化カリウム、水酸化ナトリウム、炭酸ナトリウム、生石灰(酸化カルシウム)

1.3. ハロゲン化合物

塩素ガス、塩素酸カリウム、フッ化ナトリウム

2. 青酸・青酸塩

青酸ガス(シアノ化水素、HCN)は倉庫、船舶の燃蒸剤、シアノ化カリウム(KCN)は写真、冶金、メガキ、電気競技に、NaCNは植物果樹の殺虫剤と広く用いられており、毒性が急速に現れるので自他殺の例がなくならない。HCNは青酸鋼錯体の加水分解、アクリル系の銹堆や樹脂の燃焼によっても生成する。KCNの致死量は0.2~0.3g、HCNは500ppmで数分以内に死亡する。

予試験にはシェーンハイシン・ペーベゲン・ツヘル法がある。HCN以外の酸性ガスでも陽性になるので、陽性の場合は本試験として次のようない状をする。

検体から採取法または蒸留によってHCNを分離し、アルカリ液に捕集したものを試料とする。定性試験はベルソリン反応、ロダン反応、ピリジン・ピラソロン反応などの星色反応を、定量はビリジン・ピラソロン法、GC《検出器：ED, NPD》、HPLCによって行う。

3. 黄り

従来殺鼠剤(ネコイラズ)として用いられたが、近年は中毒例は少ない。腸管から吸収されて組織の実質変性をきたし、致死量は0.05~0.2gとされている。

予試験にはScherer法があるが、硫化水素によっても陽性になるので次の本試験を行う。定性試験にはミッセルリッヒ法、ジェザル・ブンロー法、定性試験には重量法、比色法がある。

4. 金属化合物

有害金属には水銀(Hg)、ヒ素(As)、アンチモン(Sb)、鉛(Pb)、銅(Cu)等があり、水銀やヒ素化合物が自殺に用いられることがある。

水銀化合物は金属水銀、無機水銀、有機水銀と化学形により毒性が異なり、無機水銀のうち昇汞(HgCl₂)が毒性が強く、致死量は1~2gという。ヒ素化合物は殺鼠剤などに使用され、亜ヒ酸化合物(As³⁺)の化合物の中では最も多く、亜ヒ酸の致死量は0.1~0.3gとされている。アンチモンは蓄電池などに用いられ、毒性はヒ素に類似する。

予試験にはReinisch法があり、Hg, As, Sbが検出される。本試験には生体試料を灰化(壊標)して、星色反応や原子吸光法などによって定性・定量を行う。

5. ガス

5.1. 一酸化炭素(CO)

定性試験には色調の觀察、微量拡散法、分光法があり、定量は微量拡散法、分光法の方法、GC《検出器:TCD》などによつて行う。

5.2. 硫化水素(H₂S)

石炭・石油、天然ガス、火山、鉱山、温泉など自然界から発生するだけでなく、下水、し尿処理槽、産業的過程での排出、工業的合成によつても発生する。大気中700ppmでは1回曝露でも急性中毒を起こす。

予試験としてScherer法も行える。定性・定量試験には掩知管法、GC《FPD》がある。

6. 有機揮発性物質

6.1. エタノール

エタノールの検出は、犯罪や自動車などによる交通事故が当事者の飲酒による酩酊状態において行われたか否かの判定に用いる場合が多い。

アルコール濃度と中毒症状

| アルコール濃度(mg/ml) | 酩酊度・症状 |
|----------------|---|
| 0.5~1.0 | 微酔、弱度酩酊、清酒約300ml 顔面紅潮、軽度の血圧上昇。人によりほとんど無症状。 |
| 1.0~1.5 | 軽酔、軽度酩酊、清酒約500ml 陽気、多弁となり、抑制がとれ、決断が速やかとなる。 興奮期、中等度酩酊、清酒約1000ml 興奮症状に麻痺症状が加わる。言語はやや不明瞭、運動失調、気分は |
| 1.5~2.5 | 動搖 しやすく刺激性となる。時に顔面は蒼白となる。判断力は鈍る。 深酔、乱醉、強度酩酊、清酒約1500ml 反射・意識消失、呼吸は深く緩徐で、時には呼吸困難、放置すれば死 |
| 2.5~3.5 | 不明瞭、 麻痺症状が主となり、恶心、嘔吐、意識混濁、歩行困難となる。言語 |
| 3.5~4.5 | 容易に睡眠に陥る。 泥酔、昏睡期、清酒約2000ml 死する。 |
| 4.5以上 | 多くの人は呼吸麻痺、心機能不全で死亡する。 |

定性試験が通常行わない、定量試験にはウイドマーク法、酵素法もあるが、通常はGC《検出器:TCD》による。

6.2. メタノール

自他殺に用いられるることは稀で、メタノール含有酒類やウインドウオッシュャー液を誤飲した事例が

多い、中毒症状はアルコールの飲み過ぎとして知られるものと同様であるが、報酬経・網膜障害が特徴的で、8~30mlの飲用で失明、30~100ml飲用、血液中濃度4mg/ml以上で致死的という。定性・定量試験にはクロモトロブ酸法、GC《検出器FID》がある。またギ酸はメタノールの主代謝物で、ギ酸の証明はメタノール中毒の指標となる。ギ酸はギ酸メチルエステルとしてGC《検出器FID》によって定性・定量する。

6.3. シンナー

トルエン、酢酸エステル、メタノールなどを含む工業溶剤で、組成はメーカーや使用法によつて異なる。麻酔性・興奮性を求めてシンナー遊びが流行して社会問題となり、乱用防止のために「毒物及び劇物取締法」によって取り扱いが規制されたようになった。

分析は実質的にはトルエンを証明すればよく、GC《検出器FID》によって検査する。

6.4. その他の有機溶媒および石油成分

1. 有機溶媒：エーテル、アセトン、クロロホルム、ベンゼン、トルエン、低級アルコール、

酢酸エステル類、フェノール、クレゾールなど

麻酔時や工場における事故による中毒が多い、脂溶性が高く神経組織に親和性が高い。

2) 石油成分 多数の炭化水素の混合物で、灯油、ガソリンなど色々組成が異なる
飲み物の容器に入った灯油の誤飲による事故が多いが、ガソリンや灯油を飲んで自殺を図ることもある。

分析はGC《検出器FID》によるが、石油成分の同定にはGC/MSを行う。

7. 医薬品その他

7.1. 催眠剤

催眠の他、鎮静、抗けいれん、麻酔などに使用されるものもある。化学構造的に次のように分類される。
1) プロム尿素系：プロムワレリ尿素
2) ハルビツール酸系：フェノバルビタール、ベントバルビタール、アモバルビタール
3) 非ハルビツール酸系：メタカロン

7.2. 向精神薬

臨床的には精神機能に影響を与える薬物を総称して向精神薬といい、精神機能への作用によつて次のように分類される。自殺目的の使用も多く、誤用や他の薬物との併用による中毒もみられる。
1) 抗精神病薬(Major tranquilizer)：クロルプロマジン、レボプロマジン
2) 抗不安薬(Minor tranquilizer)：クロルジニアゼボキシド、ニトラゼパム、メプロバメート
3) 抗うつ薬：イミプラミン、アミトリプチリン

法律的には精神安定薬、催眠覚醒薬、抗てんかん薬、中枢興奮薬を「向精神薬」として定義しており、ハルビツール酸なども含まれる。これらの「向精神薬」は「麻薬及び向精神薬取締法」によって規制され、乱用・不正取引の防止が図られている。
4) ニコチン
ホミカの種子に含まれる、脊髄の反射機能亢進によって硬直、反弓緊張がみられ、呼吸筋弛緩による呼吸停止によって死亡することがある。

7.3. 麻薬

吃渴性があり、連用により依存性・耐性を形成し、連用中止によって禁断症状を呈する薬物である。

法律的には「麻薬および向精神薬取締法」に規定された次のものがある。

1) アヘン系アルカリド：アヘン、モルヒネ、コデイン、ジアセチルモルヒネ(ヘロイン)

2) コカ系アルカリド：コカイン、クラック(コカインの遊離塩基)

3) 合成麻薬：ペチジン、LSD

他に「あへん法」によるケシもあり、広義には大麻、覚せい剤、幻覚剤も含まれる。

7.4. 大麻

乾燥葉や樹脂(調製品にはマリファナ)、ハッシュなどの呼称がある)を喫煙・飲用に不正使用され、習慣的使用に陥りやすく乱用が社会問題となっている。

アサ(大麻)及びインドアサ(インド大麻)は「大麻取締法」によって栽培使用が制限されている。

7.5. 覚せい剤

中枢興奮薬の一種で、疲労感や眠気を除去して作業効率を一時的に向上させるが、乱用によって依存性を生じ、幻覚、妄想、人格変化などを引き起す。

メタンフェタミン、アンフェタミン、覚せい剤原料エフェドリン、フェニル酢酸などは「覚せい剤取締法」により使用・所持が禁止されている。

7.6. 幻覚剤

幻覚を発現させる作用をもつ薬物で、リザルギン酸ジエチルアミド(LSD)、メスカリンなどがある。LSDは合成精神薬で「麻薬および向精神薬取締法」で麻薬に指定されている。

7.7. アルカリド

植物中に含まれる塩基性化合物で、微量で著明な生理作用を示すものも多いが、毒性も大きいため、ほとんどが劇薬、生理性を利用として医薬品として使用されるものも多い。それらの中でもアヘンが最も危険である。

1) アコニチン
トリカブトにメサコニチン、ヒバコニチンとともに含まれる。他の山菜と誤って食べた中毒例が多く、自殺に用いた例もある。Na⁺ channel不活性化遮断による症状を呈し、心室細動、無収縮によつて死亡することが多い。
2) アトロピン
スコポラミン、ヒヨスクチミンとともにチヨウセンアサガオ、ハシリドコロなどに含まれる體食による中毒が多い。副交感神經麻痺による散瞳が特徴的、中枢作用として錯乱・意識消失などが起きる。

3) ストリキニーネ

タバコに含まれ、誤食による中毒例が多く、タバコ 1 本が乳幼児の致死量に相当する。自殺に用了られた例もある。

以上の医薬品その他の中性・定量分析はTLC, GC, GC/MS, HPLC, イムノアッセイなど個々に定められた方法によって行う。

9.1. 動物毒

1. ハチ：種類によつて毒成分がいろいろあるが、毒による作用よりは、アナフィラキシーショックで死亡することが多い。

その他、最近流行し始めて問題になつているものに、いわゆる「合法ドラッグ」がある。“幸福感を高める”、“感覚を敏感にする”、“活力を高める”等の効果のある薬物として販売されていふ。日本国内では法規制の対象になつていなのが、薬物乱用の風潮を助長するものとして対応していくがなければならない。

8. 農薬

農林作物の保護を目的とした薬剤といふだけではなく、畜産業や漁業を対象とした薬剤、生活環境の維持のために用いる防除用医薬品も含まれる。用途によって殺虫剤、殺菌剤、除草剤、殺鼠剤、忌避剤などに分類されている。

8.1. 有機リン系殺虫剤
マラチオン, DDVP, フェニトロチオン, アセフエートなどが使用されている。ペラチオン, メチルペラチオン, TEPPは特定毒物で使用禁止、製造中止になっている。

コリソエステラーゼ阻害によつてアセチルコリシンが蓄積。コリシン作動性症状が現れる。細胞が特微的な症状で、急性致死の原因では中枢抑制による呼吸停止が多い。

8.2. カルバメート系殺虫剤

カルベリル, メシミルなどがあり、毒性は有機リン剤と同様にコリンエステラーゼ阻害によるものである。

8.3. 有機塙素系殺虫剤

DDT, BHC類、ドリン剤(アルドリン, ディルドリン)などがあるが、DDT, BHCは慢性蓄積性や環境汚染の問題によって製造中止になつており、使用禁止または使用が規制されているものも多い。

8.4. 有機フッ素剤

モノフルオロ酢酸ナトリウム(殺鼠剤), モノフルオロ酢酸アミド(殺虫剤)が使用されており、特定毒物に指定されている。

以上の農薬の分析はTLC, GC《FID, FPD, ECD》, HPLCなどによつて行うが、有機リン系およびカルバメート系殺虫剤ではコリンエステラーゼ活性の測定も有用である。

8.5. アルキルジビリジリウム塙系除草剤

ペラコート、ジクロットがあり、毒性が極めて強い。入手が容易なため誤用・誤飲されたり自殺目的に切り替えられ、7%ジクロット製剤との合剤として販売されている。

ペラコートの場合、急性にはショックや肝・腎不全などによつて死亡するが、生存しても以後肺線維症による呼吸不全で死亡することが多く、致死率が高い、24%製剤10～15mlが致死量といわれる。

定性・定量試験には比色法〔定性試験を実習で行う〕, HPLC, GC《FID》, ELISAがある。

9. 自然毒

自然界において中毒作用を示す物質は非常に多種類のものが存在するので、ここでは比較的多く見ら

れるものを示す。最近では自然食嗜好のために山菜やキノコなどを誤つて食べる事故も増えている。

9.2. 植物毒

1. ハビ：運動神経を遮断して骨骼筋を麻痺させる神経毒と赤血球を破壊して溶血させる血

2. ヘビ：運動神経を遮断して骨骼筋を麻痺させる神経毒と赤血球を破壊して溶血させる血

液毒がある。

3. フグ：毒成分はテトロドキシンで、フグの卵巣、肝臓、睾丸などに含まれている。Na⁺ channelでNa⁺イオンの通過を遮断するために神経伝達が停止し、骨骼筋、心筋

が麻痺して死亡する。

9.3. 植物毒

1. キノコ：自然毒による中毒としては最も多い。毒成分で分けると、アマニタキシン群(タマゴテングタケ, ドクツルタケ)、ムスカリノ群(テンゲタケ, ベニテングタケ)、その他の成分(ヒトヨタケ, ホティシメジ, ツキヨタケ)などがある。

2. 青梅、杏仁：青酸配糖体を含み、体内で分解して青酸中毒を起こすことがある。

3. トリカブト、ハシリドコロなど：毒性の強いアルカロイドを含む。

4. ジギタリス、ズラン、福寿草：ジギタリスなどの強心配糖体が含まれる。

9.4. 动物毒

VII 協力医療機関の担当業務の詳細

症候群別サーベイランス

1 概要

通常の感染症発生動向調査とは別に、生物テロを含む異常な感染症の発生を早期に察知するため行う。

II 感染症発生動向調査

協力医療機関より対象患者の年齢、性別、該当する症候群等を、インターネットを用いて、国立感染症研究所に依頼し迅速な追跡調査等の対応を実施する。

III 対象地域

生物テロ発生の蓋然性を勘案し、国が指定する。

VI 実施期間

生物テロ発生の蓋然性を勘案し、国が定めた期間とする。

V 業務内容(別紙1)

1 厚生労働省・国立感染症研究所・感染症情報センター

(1)準備

・マニアル作成、自治体に対する説明会実施

(2)期間中

・サーベイансデータの解析・監視・対策支援

2 自治体

・担当者の決定、自治体内体制の整備

(1)準備

・協力医療機関の選定

(2)期間中

・協力医療機関への説明会開催

・サーベイансデータの解析・監視・追跡調査・対応

3 協力医療機関

(1)準備

・担当者の決定

(2)期間中

・対象患者の毎日定期報告

・追跡調査の情報提供への協力

VI 自治体の担当業務の詳細

1 担当者の決定・自治体内体制の整備

・担当者の決定

2 協力医療機関の選定

・二次医療圏に1か所程度、協力医療機関を選定する。

・次の全てを満たすものとする。

－休日、夜間救急外来を備え、かつ診療科として内科、小児科、皮膚科を有する医療機関

－インターネットが使用可能な医療機関

－感染症医療の中心となる医療機関

3 協力医療機関に対する説明会の実施

・起こり得る感染症、生物テロに関する背景情報、本サーベイランスの目的、サーベイアンスシステム、報告基準

・地方感染症情報センターにおいて、協力医療機関から集まつたサーベイアンスデータの確認・解釈・監視を行う。

・人力がない場合の医療機関への問い合わせの他、異常が疑われる場合の協力医療機関に対する追跡調査

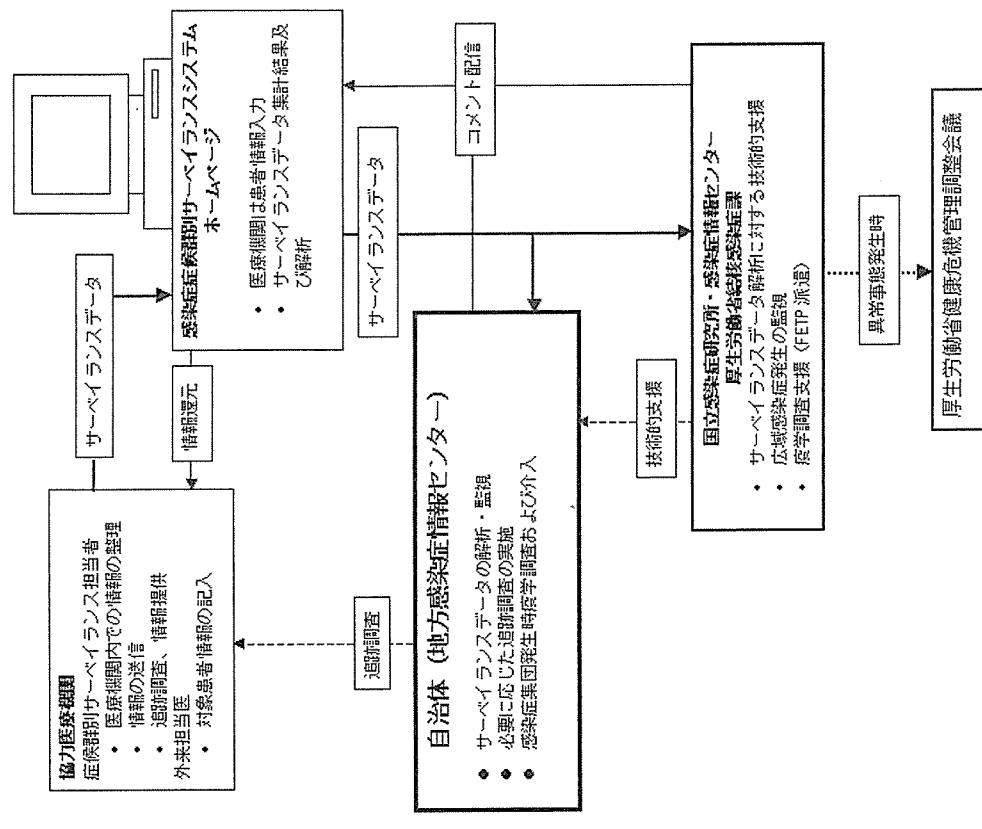
の依頼など、必要な場合の即時対応を行う。

2 追跡調査の情報提供

・異常が疑われる場合等、問題と思われる症例については、関係自治体の担当者より問い合わせが行われるので、それにに対し迅速な情報の提供を行う。

・入力内容は対象患者の年齢、性別、該当する症候群分類であり、入院時診断を含む患者情報があれば併せてこれを備考欄に記す。(別紙2)

別紙1 症候群別サーベイアンスシステム構成



外来受診患者で入院した者のうち、感染症が疑われる、又は感染症が確定した1歳以上の全ての症例を報告する(明らかな外傷、虚血性心疾患、脳血管障害などを除く)。

II 報告する情報

1 年齢

2 性別

3 症状群(一つのみ選択、複数入力不可)

・難燃症候群が疑われる、又は異常/不自然な感染症の患者の診療などで至急の積極的疫学調査等の特別措置を必要とする場合は、その理由を記入して備考欄に記入する。

・症候群の分類に当たつては、一人の患者につき、以下の(1)～(5)のうち、一つの症候群を選択する。

・複数の症候群が該当すると思われた場合には、その患者の主症状が該当する症候群を選択するが、主症状として複数認められる場合は、(5)非特異的感染症候群を選択する。

(1) 皮膚・粘膜症状又は出血症状

感染症の可能性があるか、感染症が確定し、皮膚・粘膜症状(発疹、水痘、潰瘍など)、又は出血傾向(紫斑、鼻出血、消化管出血)が主症状

(2) 急性呼吸器症候群

感染症の可能性があるか、感染症が確定し、咳嗽、咽頭痛、痰、呼吸困難など急性発症の呼吸器症状が主症状

(3) 急性胃腸症候群

感染症の可能性があるか、感染症が確定し、急性発症の下痢、嘔吐、腹痛が主症状

(4) 急性神経性症候群

感染症の可能性があるか、感染症が確定し、意識障害、麻痺、痙攣、髓膜刺激症状などが主症状

(5) 非特異的感染症症候群

感染症の可能性があるか、感染症が確定し、発熱、頭痛、筋肉痛、全身倦怠感、肝脾腫、リンパ節腫脹、肝機能障害などの非特異的な症状、又は恙歎以外に局所症状が認められないもの

別紙3 症候群別サーベイランス報告フロー

